

J-クレジット制度 プロジェクト計画書 （排出削減プロジェクト用）

プロジェクトの名称：

養護老人ホームでの照明設備更新による省エネルギー事業

プロジェクト 実施者名	医療法人 同仁会
----------------	----------

妥当性確認申請日 2014年 9月 8日

プロジェクト登録申請日 2014年 11月 1日

1 プロジェクト実施者の情報

1.1 プロジェクト実施者（複数のプロジェクト実施者がいる場合は代表実施者）

実施者名	(フリガナ) イリョウホウジン ドウジンカイ
	医療法人 同仁会
住所	愛知県春日井市鳥居松町2-307

1.2 プロジェクト代表実施者以外のプロジェクト実施者 ※1

実施者名	(フリガナ)
住所	

1.3 J-クレジット保有者 ※1

保有者名	(フリガナ)
住所	

※1 J-クレジット保有者が決まっている場合は記入すること。

※ 以下、複数のプロジェクトをまとめて申請する場合は、2~4の内容を方法論ごと・実施場所ごとに記載すること。

2 プロジェクト概要

2.1 プロジェクトの目的及び概要

プロジェクト名	養護老人ホームでの照明設備更新による省エネルギー事業	
目的	照明器具を取替えることで電力消費量を低減し、二酸化炭素排出量の削減を行う。	
概要（削減方法）	医療法人同仁会が経営する「パーム春日井、鳥居クリニック」における照明設備を蛍光灯から高効率照明（LED）へ更新することで、省エネルギー化を行い、二酸化炭素排出量を削減する。	
プロジェクト実施場所	実施事業所名	パーム春日井および鳥居クリニック
	住所	愛知県春日井市鳥居松町2-307、2-308

2.2 プロジェクト実施前後の状況

(プロジェクト実施前の概要図※1) :

※1 詳細な設備情報は別紙（A.1）に記載すること。ただし、設備の種別、台数、燃料、出力等の情報は図中に記載すること（具体的な記載範囲は記載例参照）。また、新設プロジェクト又は国内クレジット制度若しくはオフセット・クレジット（J-VER）制度から移行したプロジェクトの場合にはベースラインとして設定した標準的な設備の情報を記載すること。

(プロジェクト実施後の概要図 ※2) :

※2 詳細な設備情報は別紙（A.1）に記載すること。ただし、設備の種別、台数、燃料、出力等の情報は図中に記載すること（具体的な記載範囲は記載例参照）。

2.3 プロジェクト要件への適合

プロジェクトの実施日 ※1	■2013年4月以降に実施されたプロジェクトである □2012年4月～2013年3月に実施されたプロジェクトであり、国内クレジット制度における事業承認及びオフセット・クレジット（J-VER）制度におけるプロジェクト登録のいずれも受けていない ※2 □2008年4月～2013年3月に実施されたプロジェクトであり、国内クレジット制度における事業承認又はオフセット・クレジット（J-VER）制度におけるプロジェクト登録を受けている ※3
追加性	■追加性を有している ※4

※1 「プロジェクトの実施日」とは、設備の稼働日や燃料の切替えを行った日を指す。

※2 2013年度中に限り J-クレジット制度のプロジェクトとして登録申請を行うことができる。

※3 国内クレジット制度又はオフセット・クレジット（J-VER）制度から移行したプロジェクトについては、「2013年4月以降に実施されたもの」という要件を満たしている必要はない。ただし、標準的な設備をベースラインとして設定する必要がある。

※4 追加性評価に関する詳細情報は別紙（A.2）に示すこと。方法論の7. 付記において、追加性の評価が不要とされているもの（ポジティブリスト）については、別紙（A.2）の記入は不要。

3 方法論

3.1 適用方法論

適用する方法論	方法論番号	EN-S-006 ver. 1.0
	方法論名称	照明設備の導入
更新／新設 ※1	<input checked="" type="checkbox"/> 更新プロジェクト <input type="checkbox"/> 新設プロジェクト	

※1 ベースラインとして標準的な設備を設定する場合、「新設プロジェクト」となる。

3.2 方法論の適用条件への適合 ※1

条件1	<input checked="" type="checkbox"/> 適合している	説明 更新前の照明設備(蛍光灯)よりも省電力の照明設備(LED)を導入しているため条件1を満たす。 また①更新前の照明設備の情報が取得でき(828台、消費電力合計 26,608W)、②更新前の設備の導入日は1995年4月であるため、更新前の設備の使用期間は法定耐用年数の2倍(30年)以内であり、入れ替え時も稼働していたことから故障による更新ではない。
条件2	<input type="checkbox"/> 適合している	—
条件3	<input type="checkbox"/> 適合している	—
条件4	<input type="checkbox"/> 適合している	—

※1 記載内容に関する根拠資料や関連情報等について、妥当性確認機関からの要求に応じて情報提供を行うこと。

3.3 モニタリング・算定方法

ベースライン排出量 ※1				
主要／付随的	排出活動	温室効果ガスの種類	影響度 ※1	モニタリング・算定の実施 ※2
主要	照明設備の使用	CO2	—	<input checked="" type="checkbox"/> 排出量の算定を行う

プロジェクト実施後排出量 ※1				
主要／付随的	排出活動	温室効果ガスの種類	影響度 ※1	モニタリング・算定の実施 ※2
主要	照明設備の使用	CO2	—	<input checked="" type="checkbox"/> 排出量の算定を行う

※1 各排出活動の排出量算定方法及び影響度の算定方法については別紙(A.3)に記載すること。

※2 モニタリング方法については別紙(A.4)に記載すること。

4 排出削減計画

認証予定期間 ※1	2014年 11月 1日 ~ 2021年 3月 31日 (6年5ヶ月)						
排出削減計画 ※2	年度	ベースライン排出量		プロジェクト実施後 排出量		排出削減量	
	2013年度	0	t-CO2	0	t-CO2	0	t-CO2
	2014年度	23.1	t-CO2	12.1	t-CO2	11	t-CO2
	2015年度	52.7	t-CO2	27.7	t-CO2	25	t-CO2
	2016年度	51.3	t-CO2	27.0	t-CO2	24	t-CO2
	2017年度	50.0	t-CO2	26.3	t-CO2	23	t-CO2
	2018年度	50.0	t-CO2	26.3	t-CO2	23	t-CO2
	2019年度	50.0	t-CO2	26.3	t-CO2	23	t-CO2
	2020年度	50.0	t-CO2	26.3	t-CO2	23	t-CO2
	合計	327.1	t-CO2	172.0	t-CO2	152	t-CO2
年度ごとに排出削減量が異なる場合の理由	<input checked="" type="checkbox"/> 電力の CO2 排出係数の影響による <input type="checkbox"/> その他の理由 (以下に記載すること)						

※1 認証予定期間は、プロジェクト登録の申請予定日若しくはモニタリングが可能となる予定日のいずれか遅い日から 2021年3月31日までの間で設定すること。

※2 排出削減量の算定方法については、別紙 A.3 に記載すること。

5 データ管理

データの品質を確保するための仕組みとして、データ収集・集計等体制の整備と個別データの信頼性の向上について以下に記載する。詳細については、J-クレジット制度実施規程（プロジェクト実施者向け）「2.4」を参照のこと。

5.1 モニタリング体制

データ管理責任者 ※1	医療法人同仁会 理事長
モニタリング担当者 ※1	医療法人同仁会 事務部長

※1 担当者の組織、役職名を記載すること（個人名は不要）。原則として、それぞれ別の担当者をおくこと。

5.2 モニタリングデータの収集・記録・保管

モニタリングデータの収集・記録・保管の手続 ※1	<ul style="list-style-type: none">・モニタリング担当者は施設の稼働日を営業カレンダーより確認して記録、管理する。・照明の稼働時間はクリニック利用部分と療養室とに分けて確認する。・プロジェクト実施前後の照明設備の仕様書等を保管する。
データ保存期間 ※2	認証対象期間終了後 <u> 2 </u> 年間

※1 認証対象期間において複数の担当者がモニタリングを行う場合には、全ての担当者が適切にモニタリングデータの収集・記録・管理を行うための仕組みも併せて記載すること。

※2 原則認証対象期間終了後2年間とする。

6 特記事項

6.1 排出量の削減に影響を与える可能性のあるリスクの特定について ※1

排出量の削減に影響を与える可能性のあるリスクがあるか

有 無

※1 プロジェクト排出量が増加し、ベースライン排出量を上回る可能性のあるリスクも含む。リスクの例は、記載例を参照

(「有」にチェックした場合に記入)

項目	概要
リスク要因	

6.2 ダブルカウントの防止措置について

類似制度へプロジェクトを登録しているか。

登録している

(類似制度名： _____)

類似制度での認証予定期間： _____)

登録していない

6.3 法令等の義務の有無について

プロジェクトの実施は、法令等の義務履行によるものではないか。

法令等の義務履行によるものではない。

法令等の義務履行によるものである。